

第4節 都市計画事業の施行として行う開発行為  
〔法第29条第1項第4号〕

法第29条第1項第4号

都市計画事業の施行として行う開発行為

〔審査基準 2〕

都市計画事業の施行として行う開発行為は、都市計画の決定を経て、事業の認可等を受けること  
によって都市計画上十分な配慮がなされたうえで行われることから、本条の適用が除外される。